

潮風を感じて…自然と味覚とふれあいの町



2025 NO.1389

11月号 広報ましけ



2～5 P 【特集】「町政へのご意見」の回答【第1弾】

6～8 P まちの話題（第54回増毛秋の味まつり、
まちの学校祭・発表会 ほか）



増毛町公式
Instagram



増毛町公式
HP QRコード

特集

『町政へのご意見』の回答【第1弾】



町民の皆様からの増毛町の政策に対するご意見を聞くために7月5日～8月29日までの期間実施しました「お寄せください！『町政へのご意見』」では8名の方からの返信があり、内容としては19件のご意見をいただきました。ご意見をお寄せいただいた皆様ありがとうございました。

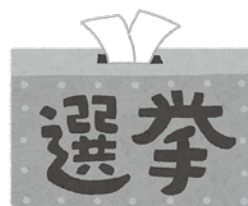
今回はその中から11件のお寄せいただいたご意見及び町からの回答について掲載いたします。今後、町では、お寄せいただいたご意見等を参考にして町政を進めていきます。残りの6件のご意見及び回答については、広報12月号で掲載いたします。自治会要望と重複する意見については、自治会へ回答させていただきます。

なお、私的な内容や苦情等については掲載いたしませんのでご了承ください。

総務課

ご意見① 町職員について

今年は2カ所に投票所が集約されたようですが、職員が不足しているのは十分理解できるが、立ち話している職員が目立ちます。規制速度を守らず「あおり運転」をして平気で出勤、留萌新聞にも町職員が酒気帯び運転で自損事故を起こす等、町の政策も大切ですが、職員一人一人の意識改革も必要と思います。まだまだ増毛町に対する苦情はありますが、心に留め、自身の変革に繋げようと思う小生。特に足が不自由な方の投票は、2カ所だと不十分。砂川市とかは移動投票所により不自由な方へ出向くなどの政策もあります。弱者を支える政策をお願いします。



【町からの回答】

町職員につきましては、慣れからくる気の緩みなどがご指摘のような不適切な行動に繋がったものと思いますので、交通安全意識も含めまして、再度の注意喚起をして参りたいと思います。

今年から投票所を2カ所に再編しましたが、期日前投票は従事者のなり手不足等により廃止となった投票所で職員による移動式期日前投票所を開設し、投票当日は定時及び個別送迎を実施して利便性の向上に努めました。個別に訪問する移動投票は難しいと思いますが、今後も限られた職員数等の中で投票しやすい環境づくりに努めて参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ご意見② 役場庁舎の新築・改築について

消防庁舎の新築移転が、具体的に動き出しているが、役場庁舎を今後どうするのか。新築移転なのか。現庁舎を改築するのか。他市町村では、複合的な機能を持たせた庁舎を新築しているところもあるが、中長期的にどのように考えているのか。



【町からの回答】

消防庁舎は、増毛小学校旧校舎の裏に建設することが決定しております。

役場庁舎につきましては、その後に新築することとなり、防災機能など複合的な要素を持たせなければならぬと考えております。

また、建設場所につきましては、現在地を軸に検討を進めて参りたいと考えております。

ご意見③ 会計年度任用職員の待遇について

会計年度任用職員と正職員との待遇格差が大きすぎると思う。現状をどう考え、今後待遇改善の考えはあるのか。一律に給与表を適用しているわけではないと思うが、正職員との業務の差があまりないにも関わらず、職種によっては待遇があまりにもかけ離れていると思う。官製ワーキングプアとも言われ、地方の所得格差の一員になっていると思う。



【町からの回答】

会計年度任用職員は、一部、特殊な業務を担当している場合や変則的な時間で働いている場合もありますが、基本的には正職員の事務補助員として任用されており、勤務時間も職員より短くなっております。

待遇等につきましては、給与の改善、手当の支給など給与面では、ここ数年で大きく改善したと考えております。

また、休暇制度等も可能な限り正職員と同じ仕組みとなるよう見直しを行ってきているところですが、今後も引き続き、処遇の改善に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

税 務 課

ご意見④ サービス制限条例の廃止について

各種税金等を滞納した場合、制限される行政サービスがありますが、制裁的な制度を廃止すべきだと思います。滞納した税金と制限される行政サービスに、どのような関連があるのでしょうか。現に、滞納者に対して話し合いをして、納税するように説得しているのですから、それを継続して行えば良いと思います。滞納者に何もしないことは「不公平」だと、そのような感情を町民に持たせるようなことはすべきではありません。制限される行政サービスは30項目近くありますが、それらはどのような合理性があって選ばれたのでしょうか。

また、制限される行政サービスの中には子どもに関わるものが幾つかあります。「奨学金の貸与」「こども園入園」「乳幼児医療費の助成」等が含まれています。子どもに対して行われる行政サービスを、親が滞納していることで受けられないのは誤りです。子どもの心に悲しい気持ち、悔しい気持ちを起こさせないように願います。そして何よりも、サービス制限条例を廃止することです。



【町からの回答】

増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（いわゆるサービス制限条例）については、納税等の公平性と町税等の徴収に対する住民の信頼を確保するため制定された条例です。

ご質問の中では「各種税金等を滞納した場合、制限される行政サービスがありますが」とされておりますが、町ホームページなどでも周知させていただいておりますとおり、滞納されている方全てがこの条例により制限を受けるものではなく、納税・納付意識が低いと受け止められる方を対象としたものがあります。

税や使用料等は所得に応じた応分負担、受けているサービスに対する対価によるものであり、法律・条例等に基づき算定されていることで公平性が保たれておりますが、事情により期日内納付等が難しい場合につきましては、担当課にご相談いただいた上で分納誓約等を結ばせていただき、その誓約が確実に履行されている場合には、サービスの制限を受けることはありませんので、町税等の納付に関し期日内納付が難しい場合につきましては、放置することなく担当課にご連絡いただければ納付計画等について、職員が事情に寄り添い相談に応じさせていただきますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。滞納者に何もしない不公平感を与える目的ではなく、納付されている方から見て不公平感を感じさせないための条例であることへのご理解も重ねてお願い申し上げます。

町民課

ご意見⑤ あっぶるハイヤーについて

あっぶるハイヤーは利用毎に電話することになっていますが、途中空車の場合、電話を掛けなくても乗車できるようにして欲しいお年寄りの方（私も）が見ていて大変不便に思います。

【町からの回答】

あっぶるハイヤーは、平日は2台、土日祝日は1台で運行しており、タクシーではなく有償運送事業ですので、現状の電話予約による利用でお願いします。



ご意見⑥ 特急ましけ号の彦部バス停への停車について

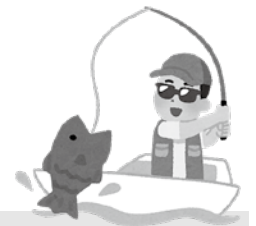
現在1往復の「特急ましけ号」ですが、阿分から稲田線を入らないため、阿分3区、彦部地区の住民が乗るのに不自由しています。路線バス同様に稲田線に入って、阿分3区、彦部バス停で乗車できるようになると便利。

【町からの回答】

路線変更には、バス会社や関係省庁との協議もありますので、ご不便をおかけしますが、現行通りでご理解願います。

ご意見⑦ 鮭釣り客に対する有料化もしくは釣りの禁止について

秋になると、信砂川の禁漁区域ギリギリの舎熊セイコーマート前や箸別川近くに鮭釣り客が来ているが、ごみは捨て放題、マナー低下が非常に目に付く。有料化してごみ処理費用に充当するか、全面釣り禁止にすべきではないか。近年温暖化で鮭の不漁が続くので、漁業者保護、環境保護を進めるべきではないか。



【町からの回答】

禁漁区域以外の規制は、市町村権限では難しく、釣人にマナーを守っていただくのが現状です。

ご意見⑧ 子育て支援子ども医療費助成制度の見直しについて

現在の子育て支援子ども医療費助成制度では、病院に受診した際に医療費を支払い、後日、医療費助成申請書を提出し、助成金は商品券で償還されています。また、商品券の金額に満たない499円までは助成の対象になっていません。これでは、真の子ども医療費助成になりません。現在の償還払い方式をやめて、留萌市のように「子ども医療費受給者証」を発行してください。

留萌市では「子ども医療費受給者証」を受診の際、窓口に出すと医療費の自己負担はありません（全道の病院で使用可能、北海道以外での受診は一旦お金を支払い、後日領収書を提示し、手続きして払戻となる。）それこそ、本当の子ども医療費助成制度だと思います。親の償還払いの手続きもなくなり、負担が減ります。医療費助成と商品券を結びつけることはやめて、子どもがいる家庭のための制度にしてください。

【町からの回答】

18歳以下の医療費を増毛町商工会商品券で還元する事業は、商品券の額面が500円のため、端数が切り捨てられるのはご指摘のとおりです。

この事業は、お子様がいる町民の皆様は、町内で多くのお買い物をしていただくため実施した政策で、平成27年度から始めております。留萌市のようにとありますが、留萌市の無償化は始まったばかりで、入院時の食事代は適用外ですが、増毛町では適用となっております。

数年前に町内のスーパーの撤退の動きがありましたが、この政策が少しでも新しいスーパーの進出に繋がったと考えております。なるべく切り捨てられる端数がないよう、窓口で調整させていただきたいと考えております。

この政策につきましては、もう少しの間、これまで通り続けさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。町内での買い物にご協力をお願いします。

総務学校課

ご意見⑨ 増毛町多子世帯子育て支援事業実施要綱の変更について

要綱にある「町内における消費を喚起することにより地域活性化に寄与するため」支給する支援金は、増毛町商工会共通商品券とされています。この条文を「増毛町商工会共通商品券から現金に変更する」また、「各種税金等を滞納した場合、制限される行政サービスの対象になっています」から外すべきです。

子育て支援のお金を滞納により不支給とするのは、子育て支援の理念に反しています。支給されるお金は自由に使える現金にした方が有効です。地域の活性化は、役場や商工会等が考えることです。子育て家庭に責任を持たせる必要はありません。



【町からの回答】

増毛町多子世帯子育て支援事業は、町内に住む子育て中の多子世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策に寄与するとともに、町内での消費による地域活性化に寄与するため、第2子以降のお子様が小学校等に入学、並びに中学校等及び高等学校等に進学する際に子育て支援金として増毛町商工会共通商品券を支給しています。

この子育て支援金は全ての子育て世帯に支給するのではなく、多子世帯を支給対象世帯としているため、支給の要件を設けております。

また、子育て支援金を現金ではなく商品券で支給していることについては、現金による支給の場合は貯蓄等により支援金を使わないという選択肢が生まれ、これは多子世帯の経済的負担の軽減に繋がらないため、有効期限のある商品券を支給し、確実に町内で消費することにより地域活性化に繋げる施策でもあるためご理解願います。

商工観光課

ご意見⑩ プレミアム商品券について

プレミアム商品券をやめてほしいし、飽きた。商品券を配ることしか役場は出来ないのか？もっと町民のためになることをやって欲しい。



【町からの回答】

プレミアム商品券発行事業につきましては、増毛町商工会が行っています。また、「配っている」わけではなく販売しているものです。

町としましては、町内での消費喚起、域内の経済循環に効果があり、消費者及び事業者の双方にメリットがあることから、本事業に対しプレミアム分（割増分）の補助を行っております。

ご意見⑪ 岩尾温泉あったまーるのサウナ増設について

岩尾温泉あったまーるから食堂がなくなり、利用客が減っているように思います。昨今のサウナブームもあるので、露天風呂スペースにサウナを設置すると、利用者の増加が見込めるのではないかと。

【町からの回答】

岩尾温泉あったまーるのサウナ増設は、構造やブームの変遷、昨今の社会情勢、費用対効果など総合的に検討し、難しいと考えております。

本施設自体、平成15年の建設から22年が経過しており、建物の大規模改修、設備の更新等を含め、今後の運営も考えていかなければならない時期となっております。



増毛秋の味まつり

～ホタテもサケもフルーツも～

9月28日（日）に、増毛町最大級のイベント「第54回増毛秋の味まつり～ホタテもサケもフルーツも～」が今年も盛大に開催され、6千人が来場しました。

会場内では、秋鮭限定販売やフルーツ・水産加工品の販売が人気を集め、大抽選会やホタテフリスビーでは、豪華景品を巡って来場者が一喜一憂する場面も見られました。



その他にもミサイル艇「くまたか」や「旧富田屋旅館」の特別公開、秋鮭鍋やたこザンギなどが販売された「うまいもの屋台街」なども賑わいました。



ホタテを焼く来場者



増毛中学校吹奏楽部演奏



大抽選会



ホタテフリスビー



ミサイル艇「くまたか」特別公開



水産加工品販売



秋鮭限定販売



フルーツ販売



青春を駆ける全力の星

～まちの学校祭・学習発表会～

10月4日（土）に増毛中学校学校祭、10月12日（日）に増毛小学校学習発表会、10月18日（土）に認定こども園あつぷる発表会が開催されました。子どもたちは、この日のために練習してきた成果を存分に披露し、合唱や遊戯を真剣に取り組みました。



増毛中学校学校祭

ステージパフォーマンス①



ステージパフォーマンス②



日韓ダンスバトル



第1問

クイズアトラクション



教室アミューズメント



増毛小学校学習発表会

違うからこそ



勇者1年生



シンデバッドの冒険



月夜のおこたちと友情のひみつ



ジブリワールド



認定こども園あつぷる発表会

YOSAKOIソーラン



ピーターパン



ともだちほしいなオオカミくん



3匹のやぎのからからどん



ゆめいっぱい

9/23
(火)

子どもたちが主役の 独立王国が開催

～ごだらっぺ王国祭～



「ごだらっぺ王国祭」が開催され、町内の園児や小学生など129名が来場しました。

「子どもたちの一日だけの独立王国」というテーマのもと、子どもたちがゲームの企画から運営まで行い、お祭りを楽しむもので、今年で37回目の開催となります。

射的や輪投げなど8種類のゲームが町立体育館で行われたほか、ゲームで獲得した独自通貨「らっぺ」を使い、ポップコーンやフライドポテトなどに交換し、子どもたちは祭りを堪能しました。

10/4
(土)

思い思いのキャラクター に仮装

～ハロウィンでトリック・オア・トリート！～



町教育委員会主催の「ハロウィンでトリック・オア・トリート！」が旧商家丸一本間家などで開催され、親子など133名が参加しました。

子どもたちは、アニメやディズニーのキャラクターなどの衣装を着て謎解きに挑戦。友達と相談しながら正解を導き出して、ご褒美としてスナック菓子を貰いました。

また、元陣屋に設けられた記念撮影コーナーでは、我が子の仮装した写真を撮影する保護者の人気を集めました。

9/20
(土)

新たなイベントで 町内に活力を

～増毛ふれあい横丁～



メモリアルパークで「ふれあい横丁」（発起人・高儀亘さん、佐々木寿明さん）が開催されました。

このイベントは、町民が気軽に集まってイベントを楽しんでほしいと、「たかとし会」が企画。活動に賛同した「たぬ吉」や「海の見える果樹園」、「スイーツ・ケパール」なども出店し、焼き鳥や焼きそば、ピザなどが販売されました。

また、キッズコーナーでは、ボールすくいや射的などがあり、子どもたちの楽しげな笑い声が会場内に響いていました。

10/6
(月)

十五夜の意味を学ぶ

～認定こども園あつぷる「お月見の会」～



認定こども園あつぷる（村上仁園長）でお月見の会が開催され、先生からのお話や紙芝居を通じて、十五夜の意味を学びました。

十五夜のお月見は、満ち欠けする月の様子、更には、農作物の収穫や先祖との繋がりに感謝する行事として知られていて、紙芝居の読み聞かせでは、先生の話に集中して聞く姿が見られました。

最後は、園の先生が作った大きな壁絵の前でクラスごとに記念撮影。園児は、おまんじゅうに目を奪われつつも、笑顔で撮影に応じていました。



「そろそろ冬の備えを」



記録的な猛暑となった夏が終わり、秋の深まりとともに朝晩の冷え込みが厳しくなって、冬の訪れを感じる季節となってきました。

留萌地方では、季節の進行とともに次第に雨から雪に変わり、例年、11月上旬～中旬頃には地面が白く覆われる「積雪」状態になり、11月下旬～12月上旬頃には降った雪がとけずに積雪状態が継続する「長期積雪（根雪）」が始まります。

昨年の留萌の初雪観測は、平年よりも遅い11月6日でしたが、峠や山間部では平地よりも気温が低いため、平地は雨でも峠や山間部では路面が凍結したり、積雪状態となることがあります。

天気予報や週間天気予報で雪の予報が発表されたら、早めに冬タイヤや雪用ワイパーへの交換を行って冬の準備をしましょう。また、急な視界不良や大雪などで走行不能やスタックした場合を想定して防寒衣やスコップ、牽引ロープなどの積載も併せて行っておきましょう。

これからの厳冬期の災害に備え、非常持出し袋の冬物の入れ替えや電気を使わないポータブルストーブ等の点検をして非常時に備えましょう。

【お問合せ先】役場総務課 防災担当（☎53-1111）

BS テレ東『ワカコ酒』にて増毛町が撮影ロケ地に！

BSテレ東の人気ドラマ『ワカコ酒』の新シリーズが放送スタートしております。

そして、第7夜（11月12日（水）予定）は、増毛町が舞台の「増毛町の海鮮を満喫」というお話。6月に国稀酒造など町内各所で撮影が行われ、町民もエキストラとしてドラマに出演しています。

「お酒と肴」がメインテーマのこのドラマ。増毛町の日本酒やビール、シードルと“おいしいもの”を求めて主演の村崎ワカコが増毛町を散策します。

増毛町の味覚や町並みなど魅力たっぷりのドラマを是非ご覧ください。また、ご家族・親戚、友人・知人へもお声かけをお願いします。

■増毛編放送日

11月12日（水）24時予定

※地上波T v h（7チャンネル）で11月17日（月）にも放送予定



武田梨奈さんへの
増毛町単独インタ
ビュー動画

【お問合せ先】役場商工観光課・商工観光係（☎53-3332）

令和6年度

増毛町会計決算報告

令和6年度の増毛町の各会計歳入歳出決算について、9月に開かれた町議会第3回定例会で認定されました。



一般会計の決算状況

一般会計の決算額は、歳入(収入)が51億9,351万円、歳出(支出)が49億9,737万円で、1億9,614万円の黒字決算となりました。

歳入 (一般会計)

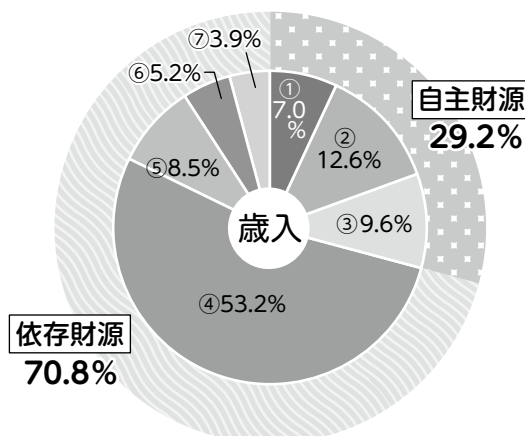
歳入は、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に区分することができます。

「自主財源」は、町税や使用料・手数料など、町が自主的に収入を得ることができるお金で、歳入全体の29.2%を占めます。

「依存財源」は、地方交付税や国・道支出金、町債などで、歳入全体の70.8%を占めています。特に令和6年度も低所得世帯への給付金事業のための国庫支出金等が多く交付され、割合が大きくなっています。

また地方交付税も53.2%を占めており、景気や社会情勢に左右されやすい財源であるため、今後も堅実な財政運営が求められます。

【歳入】 51億9,351万円



①町税 ②使用料・手数料ほか ③寄附金
④地方交付税 ⑤国道支出金 ⑥町債
⑦地方譲与税ほか

歳出 (一般会計)

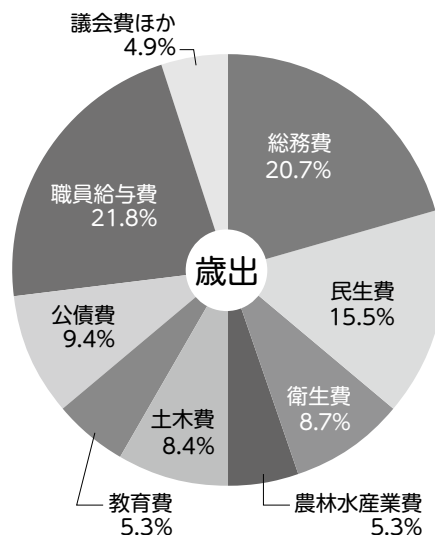
歳出は、大きく分けて「投資的経費」と「消費的経費」に区分することができます。

「投資的経費」は、その経費の支出効果が長期にわたり、固定的な資本形成となるもので、普通建設事業費と災害復旧費がそれにあたり、2億8,265万円で歳出全体の5.7%を占めています。

「消費的経費」は、支出効果が単年度または短期間で終わるもので、投資的経費以外の47億1,472万円で、歳出全体の94.3%を占めています。

また、目的別では右の円グラフのとおり、公債費(借金の返済)が9.4%(4億6,971万円)を占めていますが、借入を圧縮し、借金の残高や返済額は年々減少してきています。

【歳出】 49億9,737万円



特別会計・公営企業会計の決算状況

特 別 会 計

一般会計とは別に独立して経理を行う会計

会 計	歳 入	歳 出
国民健康保険	4億1,981万円	3億7,584万円
観光施設事業	2,209万円	2,209万円
診療所事業	1億4,495万円	1億4,495万円
介護保険	6億6,376万円	6億4,555万円
後期高齢者医療	9,857万円	9,755万円
港湾整備事業	1,833万円	1,833万円

公営企業会計

民間企業のように利用料金などの収益で運営する会計

会 計	歳 入	歳 出
水道事業	収益的収支 1億4,064万円	1億3,273万円
	資本的収支 3,697万円	9,356万円
公共下水道事業	収益的収支 1億5,989万円	1億5,836万円
	資本的収支 8,037万円	1億2,383万円
砕石事業	収益的収支 1億8,005万円	1億9,488万円
	資本的収支 —	—

※ 資本的収支の差し引き不足分は留保資金で賄っております。

令和6年度決算における健全化判断比率

増毛町の比率は、早期健全化基準と財政再生基準ともに基準以下となっているため、財政健全化計画と財政再生計画の策定は必要ありません。

近年、各数値とも改善傾向にあります。今後も公債費（借金）の負担縮減を図るなど、引き続き財政の健全化に努めます。

また、公営企業ごとに算定する資金不足額が事業規模に占める割合を示した資金不足比率は、増毛町ではすべての公営企業会計について、資金不足は発生していません。

《健全化判断比率》

	内 容	R 6	R 5 (参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などにおける赤字の割合	赤字なし	赤字なし	15%	20%
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字の割合	赤字なし	赤字なし	20%	30%
実質公債費比率	年間の借金返済額などの割合	4.8%	6.0%	25%	35%
将来負担比率	将来負担する可能性のある負債の割合	なし	なし	350%	

《資金不足比率》

	R 6	R 5 (参考)
水道事業会計	すべての会計で資金不足なし	すべての会計で資金不足なし
公共下水道事業会計		
砕石事業会計		
港湾整備事業特別会計		
観光施設事業特別会計		

障害年金制度をご存じですか？

●障害年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されてしまった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることが出来る年金です。

※年金の納付状況や下記に記載している要件などを満たしていることが条件となります。



【障害基礎年金】

支給要件

障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間または20歳前もしくは日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間のいずれかの間にあり、初診日から1年6ヵ月経過または1年6ヵ月以内に治った日（症状が固定した日）（以下「障害認定日」という。）かつ20歳以上または20歳に達した日に、障害等級表に定める1級または2級に該当している場合に支給されます。

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

※保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要となります。

- ① 初診日の前日において、初診日がある月の2ヵ月前までに被保険者期間があり、かつ、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和18年3月末日までにあるときは、初診日において65歳未満であり、かつ、初診日の前日において、初診日がある月の2ヵ月前までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

※20歳前の傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、所得が376万1千円を超える場合は年金の2分の1の額が支給停止となり、479万4千円を超える場合は年金の全額が支給停止となります。（令和7年10月分からの障害基礎年金における扶養親族等がない場合の所得額です。）

【障害厚生年金】

支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日があり、障害の状態が、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、障害等級表に定める1級～3級のいずれかに該当している場合に支給されます。（1級または2級に該当している場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。）

※障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【障害手当金（一時金）】

支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日があり、初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）、治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと、障害等級表に定める障害の状態であること、また、障害基礎年金・障害厚生年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

※国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方は除きます。）

◆◆ 高齢者の運転免許自主返納を支援します！ ◆◆

運転免許を自主返納した70歳以上の方に交通費5万円分を助成します。

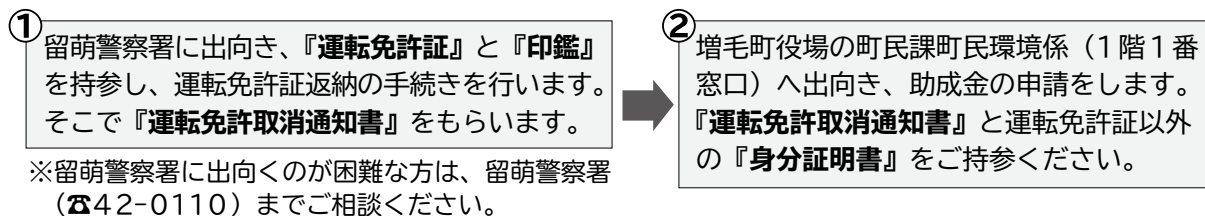
最近、高齢ドライバーによる自動車事故が全国で相次いで報道されています。増毛町内の交通事故のうち、約2割が高齢者による交通事故です。

増毛町では、運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の減少を図るため、増毛町が運転免許証を自主返納された方に対し、公共交通機関を利用する場合の交通費（上限5万円分の沿岸バス回数券・あっぷるハイヤー乗車券・特急ましけ号利用電子マネー）を助成します。

助成の対象者について

- ・満70歳以上の町民の方
- ・運転免許証に記載されている有効期限内に運転免許を自主返納してから1年以内であること
- ・町税等に滞納のない方（同居者含む）及び暴力団員等でない方

自主返納支援事業申請の流れ



【お問合せ先】役場町民課・町民環境係（☎53-1112）

知って得する！ 農業者年金

保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます！

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税 率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

○積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

（制度発足以降22年間の運用利回りの平均は、年率で+3.05%です。運用益は非課税で年金原資として積み上がります。）

○年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

○死亡一時金は非課税です。

途中脱退、再加入も可能です！

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。（脱退一時金はありません。）また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

【お問合せ先】JA るもい増毛支所（☎53-2027） 農業委員会事務局（☎53-1116）

高齢者世帯等を対象にした 除雪サービス のお知らせ



◇◇ 町民の皆様へ ◇◇

玄関前の除雪ができないために困っている高齢者がいます。この事業は、地域の支えあいで行うものです。有償ボランティアとして協力してくださる方がおりましたら福祉厚生課に連絡をお願いします。

除雪サービスを利用できる人 (以下の両方に当てはまる方)

- ①令和7年度の町民税が非課税の世帯及び町民税が課税世帯のうち、その課税者全員の町民税所得割が非課税の世帯
 - ②65歳以上のみの世帯及び障がいなどにより除雪が困難と認められる世帯
- ※住民票上の世帯が別でも、同じ家に住んでいる場合は同居と見なします。

お申込み方法

- ・利用申請書に利用者負担金を添えて、福祉厚生課介護保険係（健康一番館）へ提出してください。
- ・有償ボランティア除雪事業（玄関前の除雪）の申込みには、ボランティアの同意が必要です。
- ・福祉厚生課に来られない場合は、社会福祉協議会または民生委員を通して申し込むことができます。電話での仮受付も行います。
- ・利用が決定した世帯には、決定通知書をお送りします。

有償ボランティア除雪事業

■除雪内容

- ・令和7年12月1日から令和8年3月13日の期間中、除雪車が出動したときの午前中や大雪の時に、玄関から生活道路までの幅おおむね80センチを、申込者が指定した有償ボランティアが除雪を行います。

■負担金

- ・1,500円

■ボランティアが受け取る額

- ・15,000円

■申込期限等

- ・令和8年1月30日まで



屋根及び家のまわりの 除雪サービス事業

■除雪内容

- ・令和7年12月1日から令和8年3月13日の期間中、自宅の屋根の雪下ろし、窓の下、軒先等の除雪及び緊急避難口の確保を年2回まで行います。
- ・3回目の除雪が必要な場合は、改めて申請書の提出が必要になります。

■負担金

- ・1,000円
(納付された負担金は返却できません)
- ・3回目は1回500円

■申込期限

- ・令和8年2月27日まで（3回目の申込は、3月中も受け付けます）



※昨年度より有償ボランティア名簿を作成しています。名簿への登録を希望される方は下記連絡先までご連絡ください。（登録しても必ずしも依頼があるとは限りません）

【お問合せ先】 役場福祉厚生課・介護保険係（☎53-3111）

11月は児童・高齢者虐待防止推進月間です

全国の児童虐待による死亡事例は年間70件を越えており、5日間に1人のこどもが命を落としていることとなります。今月は、こどもへの虐待（児童虐待）について考えてみましょう。

【身体的虐待】

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、など

ダメなことをしたから、しつけども思ってたいて怒った。

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても受診しない、など

エアコンつけてるし、寝たばかりだし、車の中に置いたまま買物をした。

【心理的虐待】

暴言、無視、きょうだい間での差別、こどもの目の前で家族に暴言・暴力をふるう（面前DV）、など

言うこと聞かなくて「あなたなんか生まれてこなければよかった!」と怒鳴った。

【性的虐待】

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など

※上記のほか、『ヤングケアラー（大人が担うべき家事・育児・介護等を過度に行っている子ども・若者）』も本来の生活（勉強・部活動・遊び等）ができず、心身の健康が脅かされるリスクがあります。

虐待かな、
と思ったら
いちやく
189

虐待になる前に、まずは相談を！

児童相談所相談専用ダイヤル（☎0120-189-783（いちやく おなやみを））

※北海道 親子のための相談LINE（18歳未満のお子さん本人からの相談も可）

地域包括支援センター・子育て世代包括支援センター保健師（☎53-3111）

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

令和7年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめとして、約590人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力が必要となります。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。



【お問合せ先】留萌警察署（☎42-0110）

募 集

救急救命士採用試験

増毛町消防本部では、令和8年度において救急救命士1名を採用します。採用を希望される方は、左記の日程で行われる採用試験を受験願います。

■試験日

・申込み後、消防本部総務課より通知します。

■受付期間

令和7年10月14日（火）から令和8年2月27日（金）まで必着

■受験資格

・平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

・救急救命士（救急救命士の資格を有する者又は令和8年に救急救命士資格取得見込み者）

※日本国籍を有しない者、地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。

■その他

・職務内容、詳細な受験資格等については、増毛町消

防本部総務課までお願い
します。

消防本部総務課

（☎5312175）

増毛町社会福祉協議会
職員（増毛町立明和園）

【養護・特養介護員】

■募集人員

若干名

■応募資格

年齢18歳～

（上限なし、健康であれば可）

※介護福祉士、介護職員初任

者研修修了以上の方

■勤務時間

・早出7時30分～16時15分

・遅出9時30分～18時15分

■勤務形態

日勤2交替制の勤務

※年間休日123日以上

（長期休暇あり）

■賃 金

○有資格者（初任者研修）

月額180,900円以上

○有資格者（介護福祉士）

月額183,200円以上

○月額 8,800円～

※経験者は前歴を考慮し、加算して賃金を決定します

■手 当

・各種手当あり

・期末・勤勉手当

年2回支給（6・12月）

合計 給与月額45か月分

※採用期日によって支給要件は異なります。

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

【調理員】

■募集人員

1名

■応募資格

年齢18歳～

（上限なし、健康であれば可）

■勤務時間

・早出6時00分～14時45分

・遅出9時15分～18時00分

■勤務形態

日勤2交替制の勤務・週休

2日制

※年間休日123日以上

（長期休暇あり）

※時間給希望の場合、勤務日数や勤務時間を調整することが出来ます。（応相談）

■賃 金

○資格なし

月額170,700円以上

※経験者は前歴を考慮し、加算して賃金を決定します。

※時間給等を希望の場合は要相談

■手 当

・各種手当あり

・期末・勤勉手当

年2回支給（6・12月）

合計 給与月額45か月分

※採用期日によって支給要件は異なります。

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

増毛町立明和園

（☎5311601）

町営住宅空家情報
（11月1日現在）

町営住宅に空きがあることから、左記のとおり募集します。

■住宅所在地

①南暑寒町7丁目

②暑寒海岸町

■団地名・募集戸数

①アップル団地 3戸

※全て3LDK、除雪当番があります

②かもめ改良団地 4戸

※2・3LDK、除雪当番があります

■住宅料

①20,000円

②35,000円程度

（共益費…500～1000円程度）

※年間所得により異なります。

②21,000円

③27,000円程度

（共益費…3000～4000円程度）

■資格要件

①町税等の滞納がないこと

②収入基準を超えていないこと

こと

・公営住宅…世帯所得の合計が月額158,000円以下

・改良住宅…世帯所得の合計が月額114,000円以下

以下

■申込方法

役場建設課建築係で申込書を受取り、関係書類を添えてお申込みください。

役場建設課・建築係

（☎5311115）

お知らせ

人権擁護委員が 委嘱されました

10月1日付で、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和10年9月30日までの3年間です。

■委嘱された人権擁護委員

・川向 秀俊 氏（新任）
・野村 麻見 氏（新任）

増毛町の人権擁護委員は、今回委嘱された2名と既に委嘱を受けている渋谷正之さんとの3名で構成されています。

■増毛町民課・戸籍係

（☎531112）

特設人権心配ごと 相談所のご案内

特設人権心配ごと相談所を増毛町文化センターにて開設します。人権や家庭内問題、お金の貸し借り、いじめ等自分で考えても解決できない、どんな小さなことでも

相談に応じます。

なお、費用は無料で、相談内容は他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

■日時

12月8日（月）

10時00分～12時00分

■場所

増毛町文化センター

■その他

相談をご希望の方は、当日増毛町文化センターに直接お越しください。

■増毛町民課・戸籍係

（☎531112）

令和8年増毛町 二十歳の成人式

開催日時

令和8年1月11日（日）

14時00分～

開催場所

文化センター大ホール

対象者

平成17年4月2日～

平成18年4月1日生

内容

令和5年4月1日の民法改正に伴い成年年齢が18歳

に引き下げとなりましたが、増毛町では引き続き20歳を対象に開催しております。

増毛町に住民登録をされている方には、ご案内を送付いたします。

なお、他の市町村に転出された方で、出席を希望される場合は12月5日（金）までにご連絡ください。

また、式の実行委員を募集しております。対象者で協力いただける方は11月7日（金）までにご連絡願います。

■教育委員会・地域学習課
社会教育係（☎5312427）



▲令和7年増毛町二十歳の成人式の様子

令和7年度秋の自動車診断・住宅診断の調査結果について

増毛町防犯協会（合羽井達男会長）は、10月11日（土）に秋の住宅診断、10月15日（水）に秋の自動車診断を実施しました。タイヤ交換の時期などを迎え、盗難や空き巣被害に遭わないように、1人1人が細心の注意を払うことが大切です。

住宅は、外出時には必ず施錠し、在宅時でも必ず施錠することを心掛けましょう。

自動車から離れるときは、必ず施錠することを心掛け、車内に財布や携帯電話等の貴重品を置いたままにしないようにしましょう。

なお、診断結果については下記の通りです。

■住宅診断（調査戸数：209戸）

・良好：143戸、不在鍵なし：12戸、在宅鍵なし：52戸、その他：2戸（商店）

■自動車診断（調査台数：185台）

・良好：160台、ドア鍵なし：25台（エンジンキー付き7台）



秋の住宅診断のようす

11月は、労働保険未手続
事業・掃強化期間です

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

厚生労働省北海道労働局
総務部労働保険徴収課
(011-709-2311)

11月30日(いいみらい)
は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、

11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請やe-Taxでの確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

留萌年金事務所
(043-17211)



市街診療所からの
お願いについて

感染症拡大防止のため、発熱や風邪症状(発熱なくても咳や喉の痛み、鼻水等の症状)がある方は、診療所へお越しいただく前に、9時以降に必ずお電話ください。症状について迷われている場合も、市街診療所までお問い合わせください。

市街診療所
(053-11811)



市街診療所午後診療
休診について

毎週火曜日に実施している午後診療ですが、12月はコロナワクチン接種実施のため、休診とさせていただきます。

なお、午前中の診療及び水曜日の午後診療は通常通り実施します。

■午後診療休診日

2・9・16・23・30日(いずれも火曜日)

市街診療所
(053-11811)

◇日曜当番医◇

11月16日(留萌市)

留萌セントラルクリニック

(栄町1-43-9500)

※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問い合わせください。

新着本案内

公安外事・倉島警部補 ニンジャ

今野 敏/著

公安。それは警察組織を監視する上位機関。ある男が言った。「日本の公安には忍者がいる」。忍者と呼ばれる公安職員はスパイを探るための活動を開始する。これが諜報世界の頭脳戦だ!

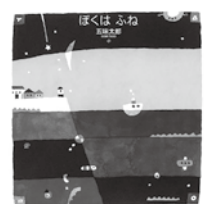


留萌総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

ぼくはふね

五味 太郎/作

小さな船が進んでいると、嵐が来て海は大荒れに。ヘリコプターが助けてくれますが、地面の上に置かれてしまいます。困っていると、そこへ他の船がやって来て…読むと勇気が出る絵本。



人の動き

10月1日～10月31日届出分(敬称略)

10月末 人口と世帯

人口	3,419	人	(-6)
男	1,582	人	(-3)
女	1,837	人	(-3)
世帯	1,924	世帯	(-3)

()は前月との増減

町税等の納期について

上下水道料金 11月25日(火)

☎ 役場上下水道課(☎53-1152)

固定資産税(第3期) 国民健康保険税(第5期) 12月1日(月)

☎ 役場税務課・税務係(☎53-1114)

12月号への掲載希望 11月20日(木)まで
☎ 役場町民課・町民環境係(☎53-1112)

◆増毛町社会福祉協議会へ(現金)
(受付順)
○社会福祉に
・古村 勝さん(著別)

■ご厚志ありがとうございます■



カースタレンタカー増毛

【営業時間】8:00～18:00(年中無休)

【営業形態】レンタカー 6時間 2,000円～

※特典 あつぷるハイヤーご利用来店時
領収書提示で☆1,000円割引☆

【問合わせ】 出光アポロステーションSS(☎53-1481)【問合わせ】



コインランドリー

【営業時間】4:00～23:00(年中無休)

当店発行プリカ☆お得☆

※特典1 2,000円で200円分お得
※特典2 使用済カードはスタンドで
1円2円引き(ガソリン・灯油)

北鐘興産(☎53-1171)

《この欄は、有料で商業広告などを掲載しています。》

健康・暮らし・環境カレンダー

11/5 水	●広報ましけ11月号発行 ●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	20 木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 金属危険
6 木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生	21 金	☆粗大ゴミ申込受付最終日 ●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター中ホール 不燃 か・び
7 金	●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター中ホール 不燃 か・び	22 土	
8 土		23 日	祝勤労感謝の日
9 日		24 月	振替休日 生 粗大
10 月	●総合健診 個別通知 旭川がん検診センター 生	25 火	●定例行政相談所開設 10:00～12:00 文化センター ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1
11 火	●献血車「ひまわり号」巡回 10:00～16:00 文化センター、北日本水産物(株)、増毛町役場 ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃 資源1	26 水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●日本脳炎・子宮頸がん・二種混合予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ
12 水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●B C G・小児肺炎球菌予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	27 木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 資源2
13 木	●フレイル予防教室 10:00～11:30 老人福祉センター2階 ●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生 資源2	28 金	不燃 か・び
14 金	●乳幼児総合健診 個別通知 健康一番館 ●おはなしポトフ・プチ 13:00～ 健康一番館 不燃 か・び	29 土	
15 土		30 日	
16 日		12/1 月	生
17 月	●乳幼児相談 9:30～11:30 健康一番館 ●ベビーマッサージ教室 10:00～11:00 生 木	2 火	●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃
18 火	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:30～15:50 文化センター ●関節健康トレーニング 10:30～11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30～19:40 文化センター 可燃	3 水	●脳生き生き音楽教室 10:30～11:30 健康一番館 ●五種混合・B型肝炎・ロタ予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ
19 水	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00～11:50 文化センター ●歌声ひろば 10:30～11:30 文化センター ペット プラ	4 木	●ザ・サーキット 18:30～ 文化センター 生
		5 金	●広報ましけ12月号発行 ●ふまねっと運動教室 13:30～14:30 文化センター中ホール 不燃 か・び

家庭ごみの収集日について

生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
か・び かん、びん	木 木くず	金属危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。